資料２

広域処理に関するこれまでの経過及び検討状況

１　これまでの経過と今後の予定

(1) 広域化の目的

将来的な人口減少やごみの減量化等社会情勢の変化が予想される中、廃棄物を安定的かつ効率的に処理することが重要であり、複数の市町村による広域的な廃棄物処理に向けた可能性について協議を進めてきました。

(2) これまでの経過

令和４年　７月	群馬県が事務局となり、桐生市・伊勢崎市・みどり市・玉村町の３市１町で準備会を設立
令和５年　６月	前橋市が準備会へ参加
令和５年１１月	ブロック協議会設立
令和８年　２月	基本合意書の締結
令和８年　３月	前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市及び玉村町ごみ処理広域化施設整備協議会設立

【基本合意書の内容】

１　ごみ処理の広域化推進の枠組み

ごみ処理の広域化を推進する枠組みは、４市１町とする。

２　ごみ処理施設の建設候補地

ごみ処理施設の建設候補地は、４市１町の協議による決定を目指すものとする。

３　広域化に向けた施設整備協議会の設置

４市１町による広域化に向けた施設整備協議会を、令和７年度中に設置する。
なお、事務局は前橋市環境部内に置く。

４　その他

本合意書に定めのない事項及び本合意事項に疑義が生じた場合は、４市１町で協議の上、決定するものとする。

(3) 広域化の推進手順

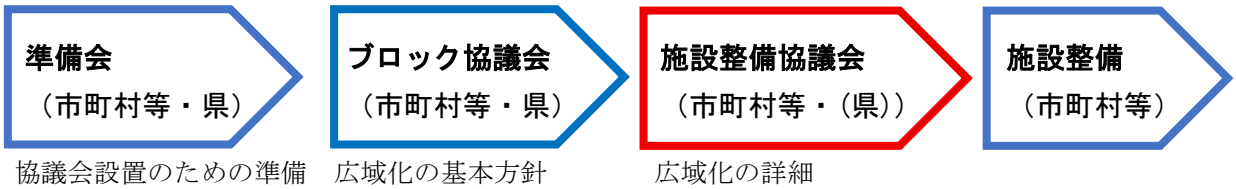

(4) 今後の予定

令和８～９年度	基本構想策定及び建設候補地の選定 一部事務組合の設立準備
令和１０年度～	一部事務組合の設立及び運営、基本計画策定、環境アセス等実施 施設整備工事の発注

２　４市１町のごみ量の推移

(1)　ごみ排出量の推移

ごみ排出量は以下のとおりです。年々減少する傾向にあります。

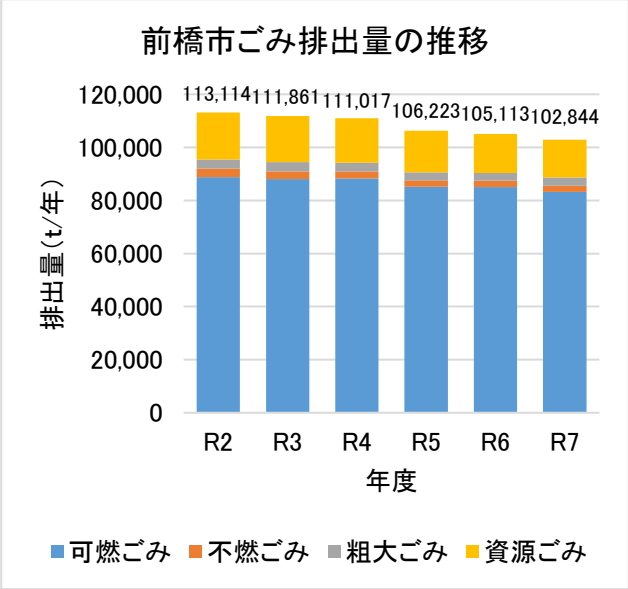

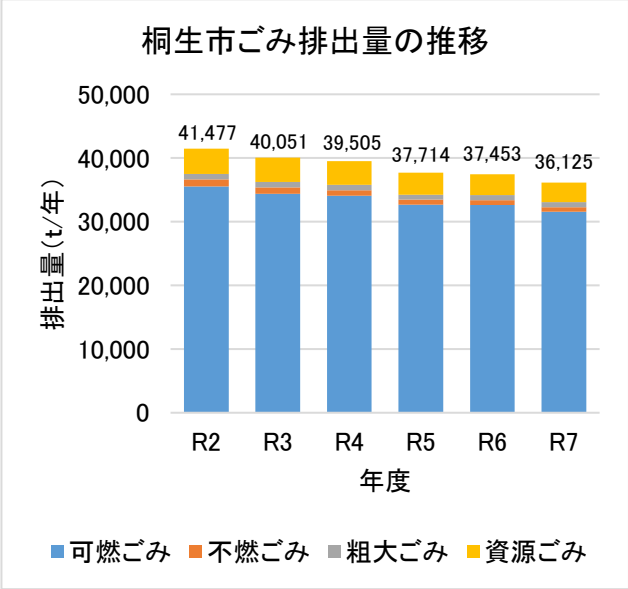

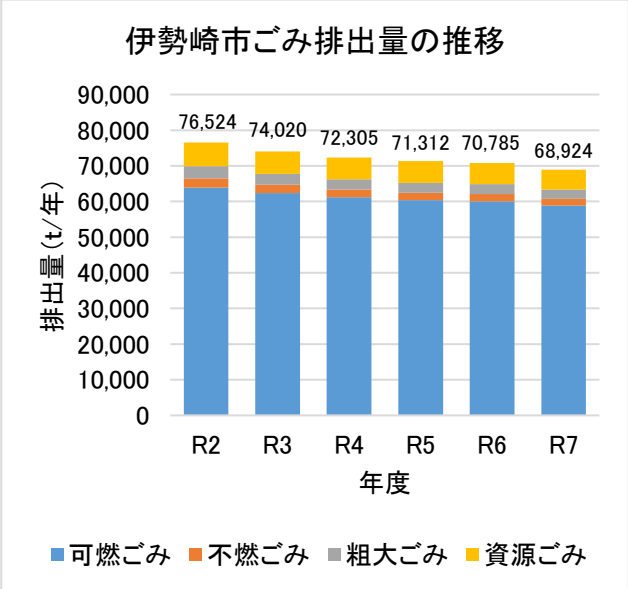

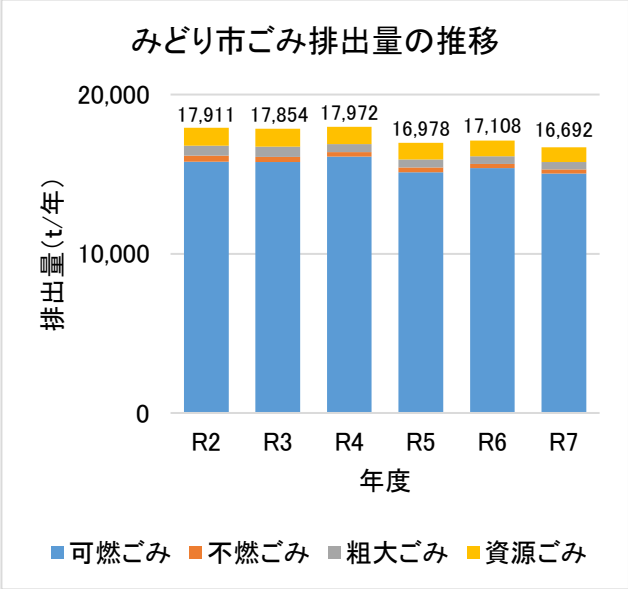

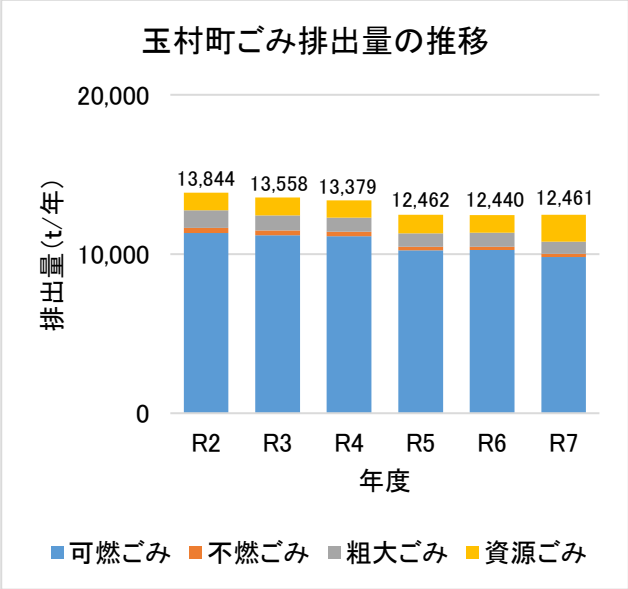

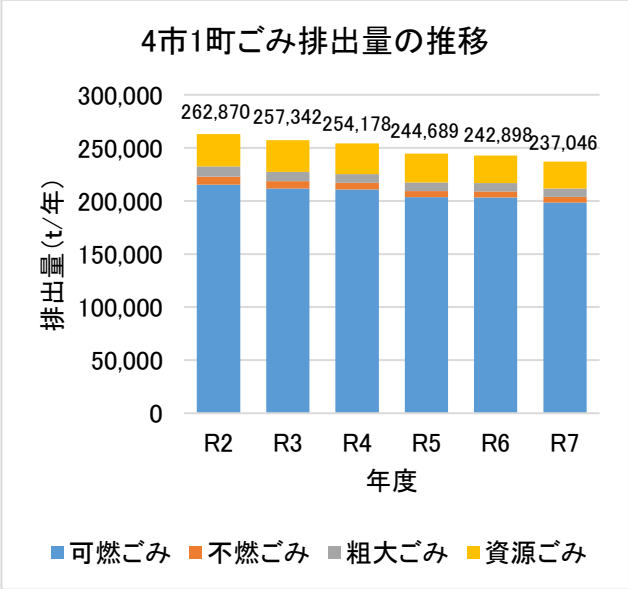

(2) １人１日当たり排出量の推移

ごみの排出量は減少していますが、人口も減少しています。そこで、ごみ排出量の原単位として１人１日当たり排出量を算出しました。

１人１日当たり排出量は市や町により異なっていますが、経年変化としては減少する傾向です。

なお、群馬県では、令和 12 年度の１人１日当たり排出量の目標を 805g として掲げています。

（単位：g/人日）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
前橋市	925	918	916	880	875	860
桐生市	1,045	1,027	1,030	997	1,011	992
伊勢崎市	983	954	933	917	915	892
みどり市	977	980	995	947	965	947
玉村町	1,043	1,029	1,016	952	957	965
4 市 1 町平均	969	954	948	916	916	899
県 R12 目標	805	805	805	805	805	805

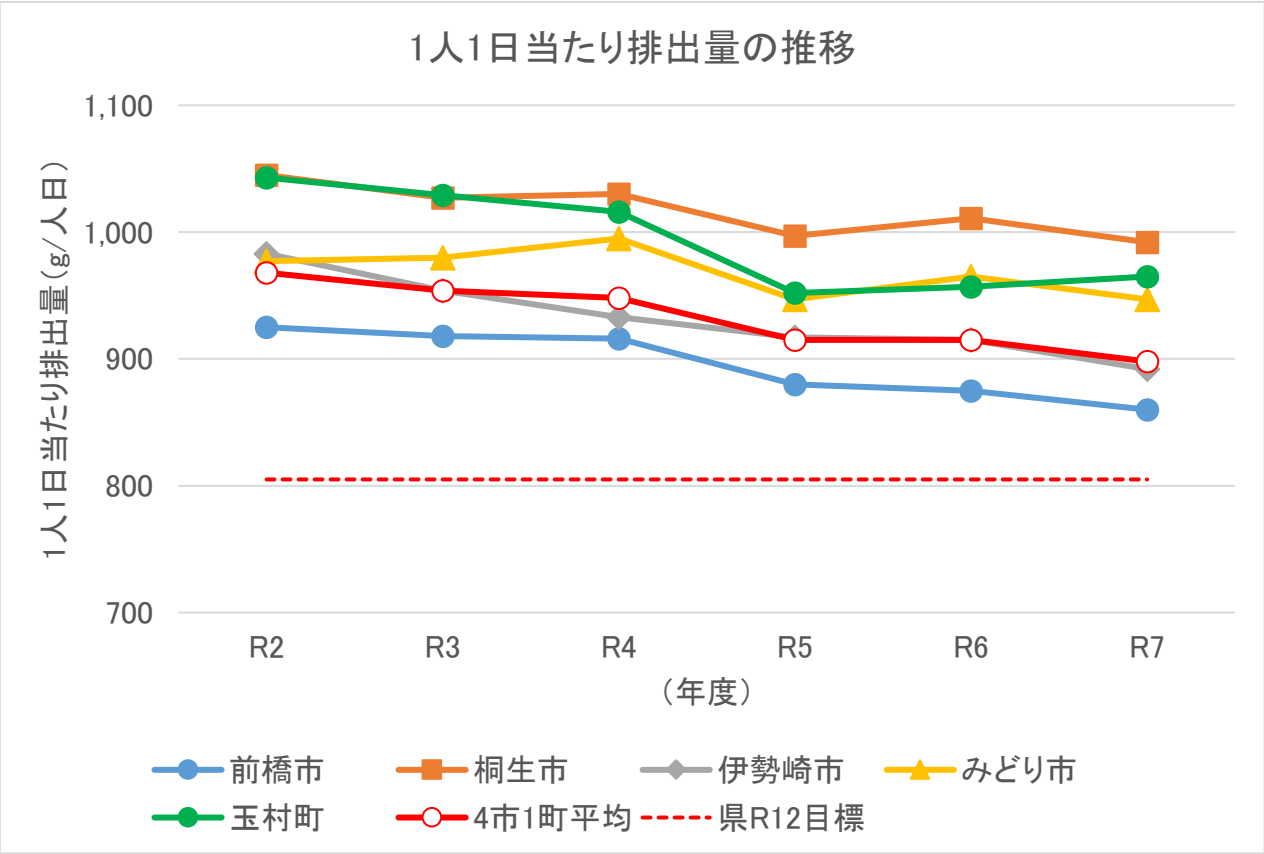

※　県 R12 目標は、「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」（令和８年３月変更）における令和 12 年度の減量目標

３　４市１町の廃棄物処理施設の現状

４市１町の廃棄物処理施設は、以下のとおりです。

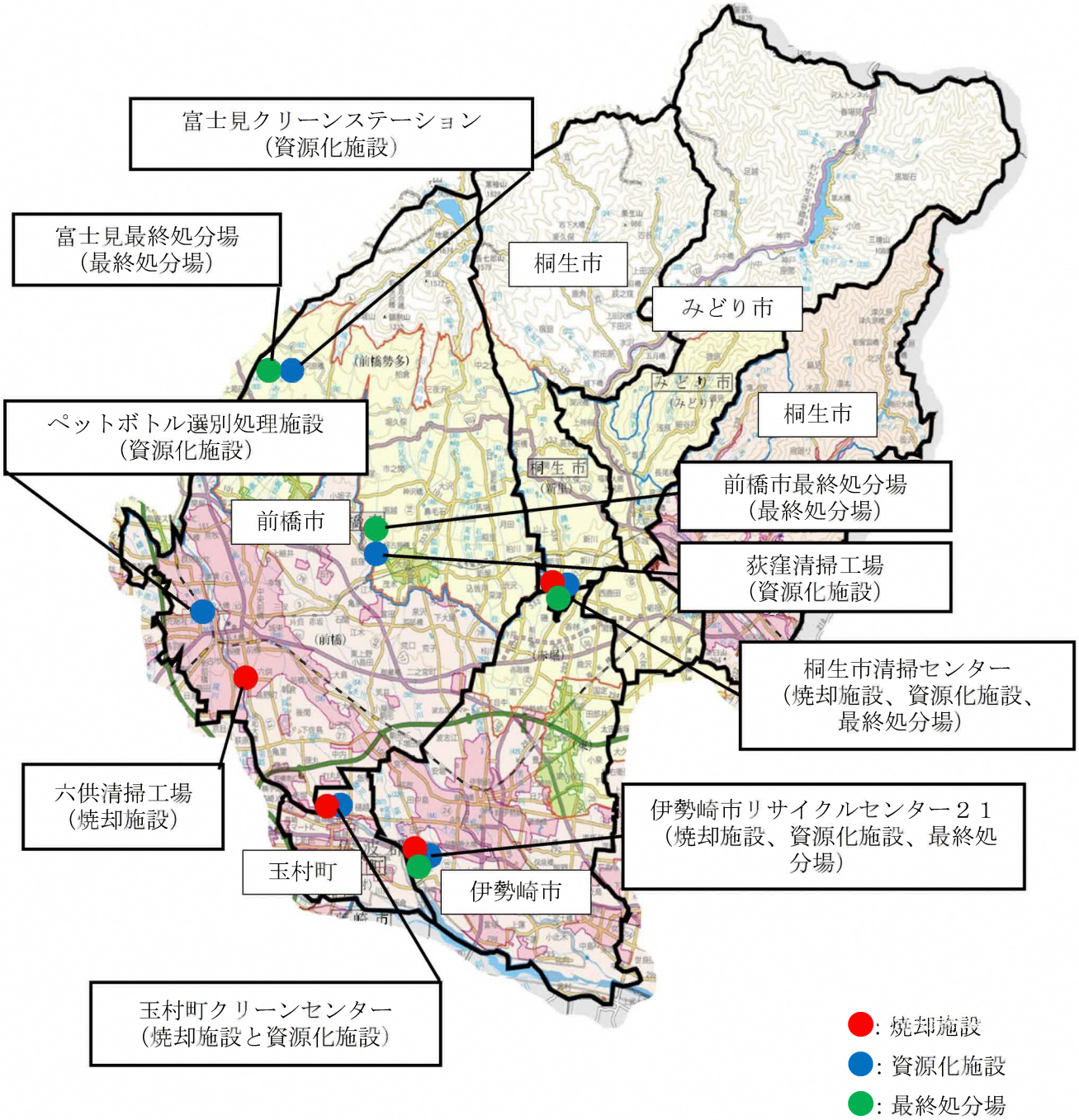

図１　一般廃棄物処理施設位置図

表1　焼却施設

自治体	施設名称	施設規模（t/日）	建設年度	延命化工事	延命化工事後※1
前橋市	六供清掃工場	405	H3	H28～R1	8年
桐生市	桐生市清掃センター ごみ焼却施設	450	H8	H26～28	11年
伊勢崎市	リサイクルセンター21	210	H12	H26～28	11年
みどり市	桐生市で処理	委託			
玉村町	クリーンセンター	90	H2	H23～24	15年

※1 令和9年度末現在

表2　不燃・資源化施設

自治体	施設名称	処理能力（t/日）	使用開始年度	使用年数※1
前橋市	荻窪清掃工場	99	H4	35
	富士見クリーンステーション	18	H10	29
	荻窪清掃工場びん選別処理施設	18	H8	31
	ペットボトル選別処理施設	4	H12	27
桐生市	桐生市清掃センター 粗大ごみ処理施設	80	H8	31
	桐生市清掃センター リサイクルセンター （ペットボトル）	1.6	H12	27
伊勢崎市	清掃リサイクルセンター21	54	H12	27
みどり市	桐生市で処理	委託		
玉村町	リサイクルセンター	10	H2	37

※1 令和9年度末現在

表3　最終処分場

自治体	施設名称	規模（m^3）	埋立開始年度	埋立終了年度
前橋市	前橋市最終処分場※1	383,000	H15	R15
	富士見最終処分場	59,080	H9	R10
桐生市	桐生市清掃センター最終処分場※2	446,370	H9	R20
伊勢崎市	第4期一般廃棄物最終処分場	159,100	R1	R16
みどり市	桐生市で処分	委託		
玉村町	民間業者で処分	民間委託		

※1 令和16年度から新最終処分場供用予定
※2 次期用地確保済み

4　焼却施設及び資源化施設について

(1) 焼却施設とは

焼却施設とは、可燃ごみを高温で燃焼させて、ごみの減量化・減容化・無害化を図ります。

焼却に伴い発生した高温の排ガスは、廃熱ボイラにより熱回収を行い、蒸気タービンによる発電や温水利用などに活用されます。その後の排ガスは、集じん装置によるばいじんやダイオキシン類の除去や酸性ガスの中和を公害防止設備により行い、煙突から排出されます。

一方、焼却炉から焼却灰が排出されます。また、排ガスから除去されたばいじんは、飛灰処理設備においてキレート薬剤と混合させて、ばいじんに含まれる重金属の固定化を図り、重金属の溶出を防止します。

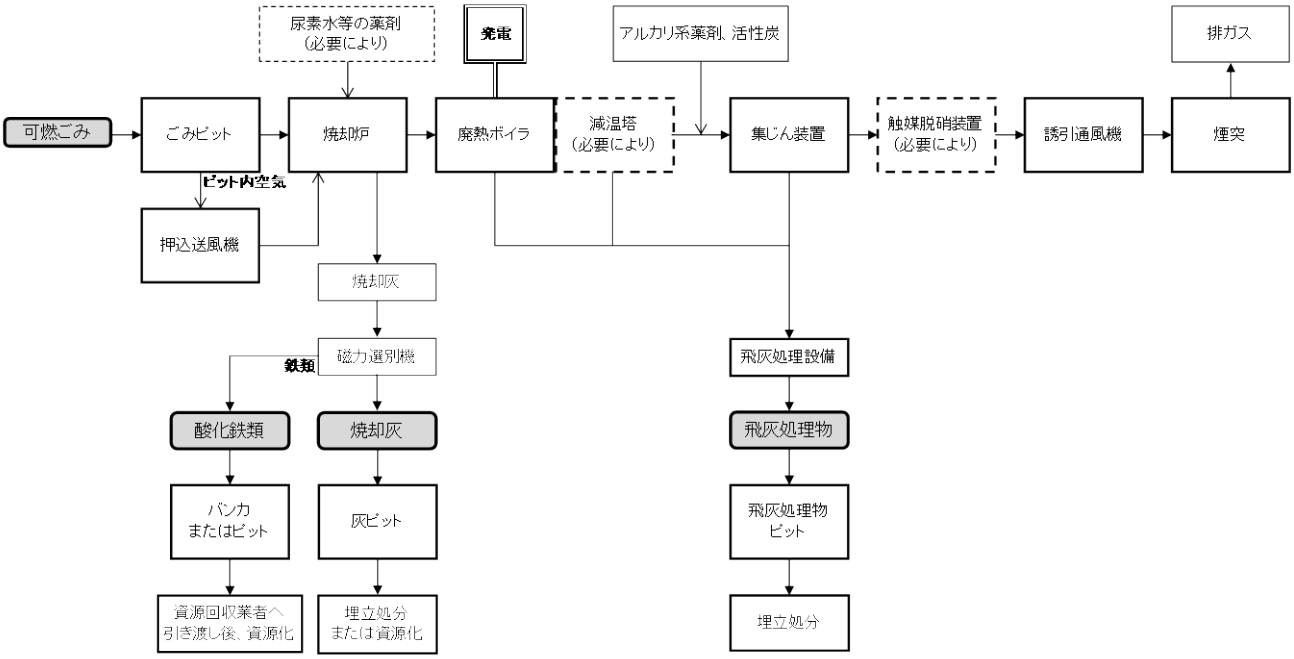

図２　焼却施設の処理フロー例

(2) 資源化施設とは

資源化施設では、不燃ごみや粗大ごみの破砕・選別処理を行い、金属を回収します。また、資源物については、破袋・除袋後に選別処理を行い、圧縮処理や梱包処理を行います。

不燃ごみや粗大ごみの素材は、多種多様で鉄やアルミなどの再生利用可能な金属が含まれます。そこで、破砕処理を行いごみの減容化を図るとともに、小さくなった破片から金属を回収するとともに、排出された可燃残渣は焼却施設において焼却処理、不燃残渣は最終処分場において埋立処分されます。

プラスチック、ペットボトル、びん、缶は、家庭から排出されたままでは資源化業者に渡すことができません。容器包装については分別基準や品質ガイドラインに適合する必要があります。圧縮の必要性、貯留量、異物の混入許容値や梱包後の寸法や梱包材の材質などが定められています。このため、資源化施設では、家庭から収集された資源物を資源化業者に引き渡す基準に適合させる処理を行います。

これらのほかに、有害ごみの保管やそのまま引き渡すことができる資源物（例：紙類、剪定枝）の保管を行うことがあります。

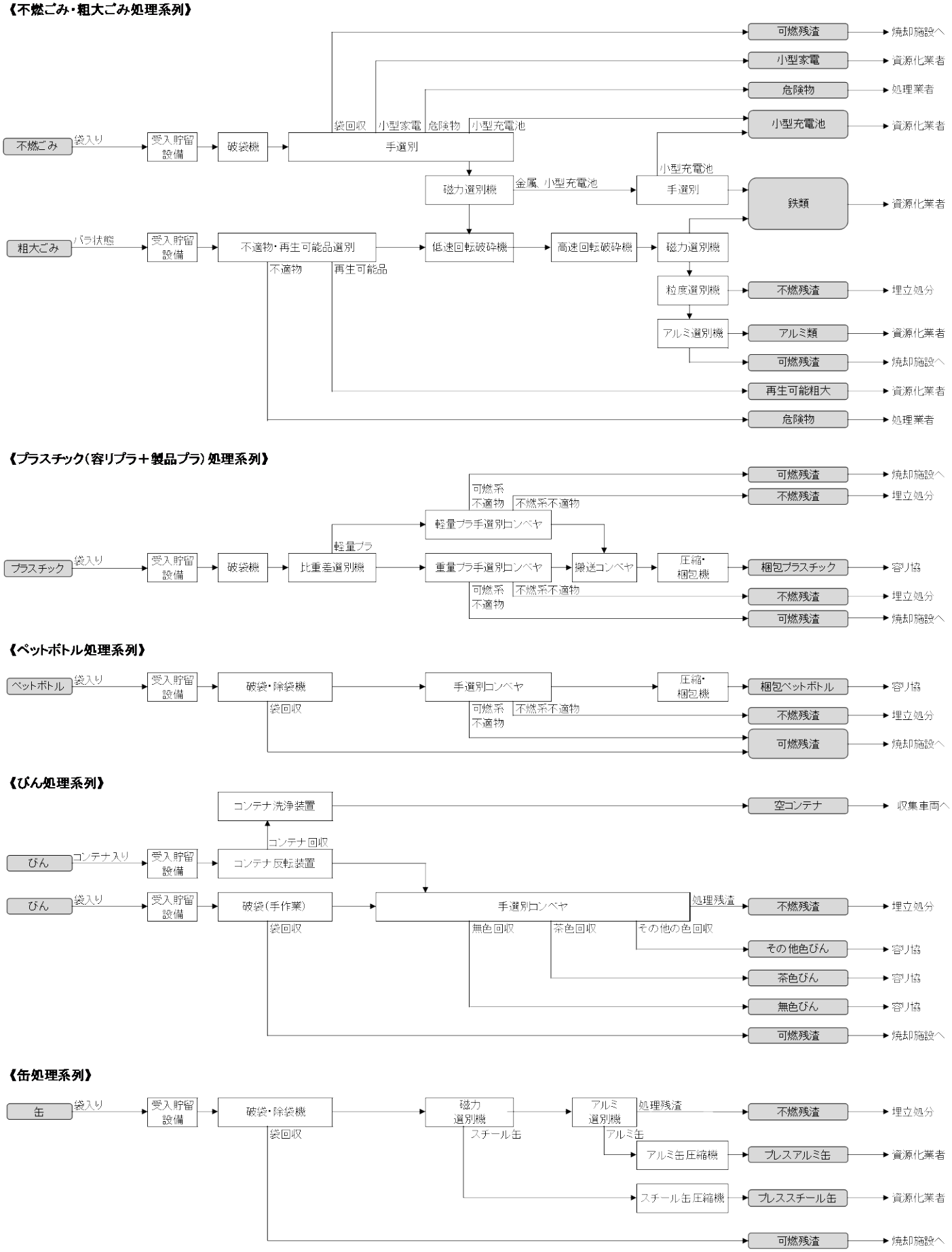

図３　資源化施設の処理フロー例

５　ごみ処理施設の広域化について

(1) ごみ処理施設広域化の経緯

ごみ処理の広域化については、平成 9 年に「ごみ処理の広域化計画について」（厚生省通知）、平成 31 年に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（環境省通知）、令和 6 年に「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（環境省通知）を発出し、廃棄物処理の広域的な連携体制の構築が進められてきました。

群馬県では、平成 29 年に「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」が策定され、前橋ブロック（前橋市）、伊勢崎ブロック（伊勢崎市、玉村町）、桐生みどりブロック（桐生市、みどり市）の区割りが示されています。4 市 1 町では、廃棄物処理の効率化のため、令和 8 年にごみ処理の広域化に関する基本合意書を締結し、ごみ処理広域化基本構想の策定を進めています。

(2) ごみ処理施設広域化のメリット、デメリット

ごみ処理広域化のメリット、デメリットを整理します。経済性のメリットが大きく、環境影響や人材確保等にもメリットがあるため、ごみ処理広域化を推進します。デメリットに挙げられる自治体間の各種調整は基本構想において合意形成を図ります。

表 4　ごみ処理広域化のメリット、デメリット

分類	メリット	デメリット
経済性	・既存施設集約による整備費用減少 ・スケールメリットを活かした民間施設の活用 ・維持管理の効率化	・収集運搬距離増加による費用増加 ・中継施設整備が必要となる場合がある
環境影響	・規模拡大による高効率エネルギー利用 ・施設数減少による省エネルギー	・収集運搬距離の増加に伴う燃料使用、二酸化炭素排出量増加 ・広域施設への搬入車両台数の集中
資源循環	・規模拡大による効率的な資源化	・自治体ごとの分別区分や収集方法の統一の検討が必要となる
災害対応	・災害廃棄物処理の広域支援体制を構築しやすい	・施設が損傷、停止した場合の影響が大きい
人材確保	・施設数減少により運転員が確保しやすい	・収集運搬に必要な人材が増える場合がある
行政運営	・自治体事務の効率化	・費用負担について、合意形成が必要となる ごみ処理施設のみではなく、中継施設や余熱利用施設の費用負担に関しても合意形成が必要

(3) ごみ処理施設広域化のイメージ

４市１町の広域化のイメージは以下のとおりです。

●焼却施設の広域化

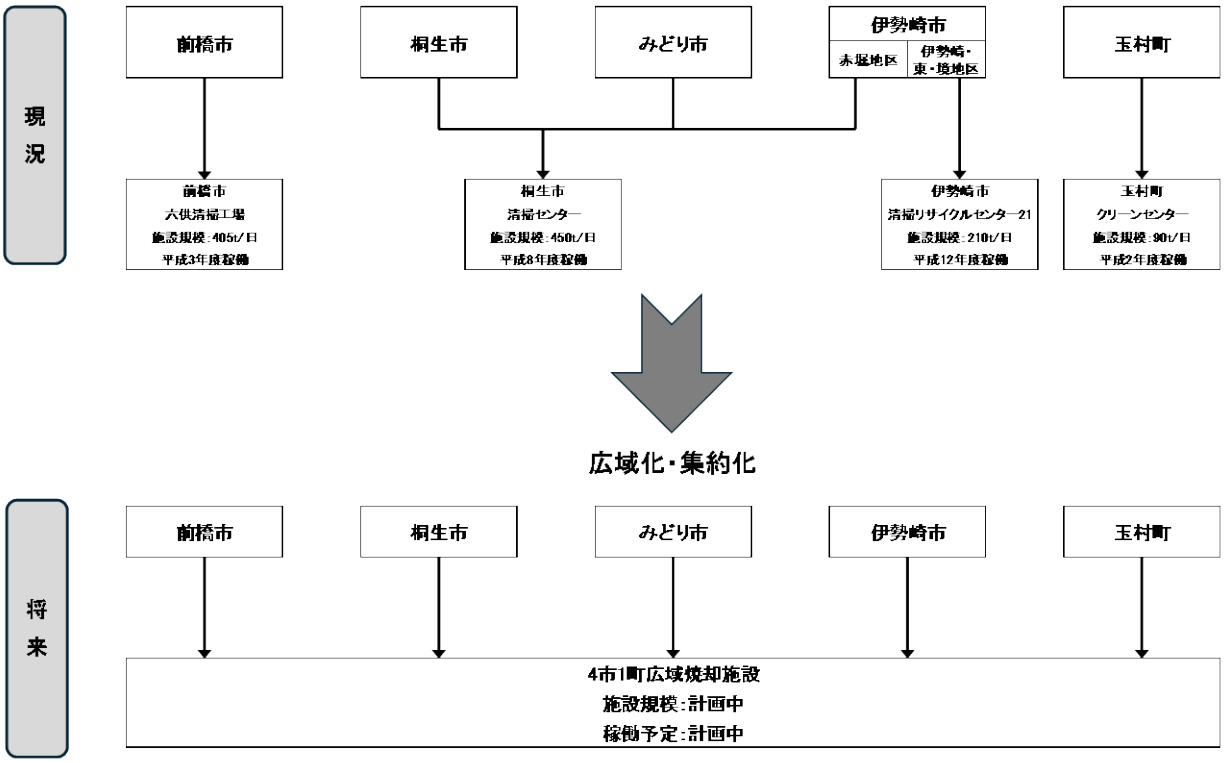
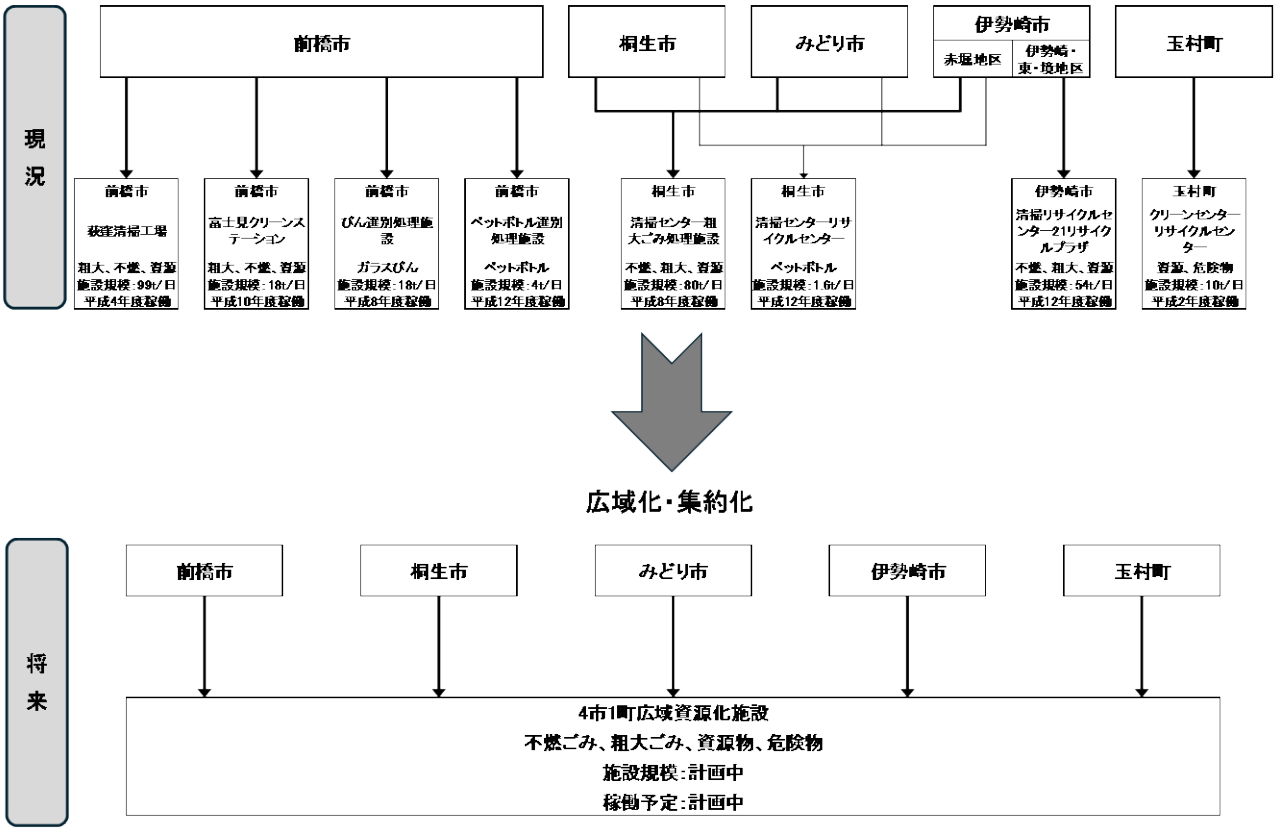
●資源化施設の広域化